

福島県観光地実態WEB調査業務 仕様書

1 業務の名称

この業務は、福島県観光地実態WEB調査業務（以下、「本業務」という。）と称する。

2 目的

本県の観光については、観光客入込数は新型感染症及び震災前の水準に戻ったものの、宿泊者数は新型感染症以前の水準に達しておらず、依然として厳しい状況が続いている。さらに新型感染症による観光スタイルの変化への対策などの課題も加わり、本県が観光復興を成し遂げるためには、中長期的な視点による施策や変化していく観光・旅行市場のニーズに対応していくことが必要である。

本業務においては、本県の観光復興の現状を把握し、本格的な観光復興に向けた課題を抽出し、その課題解決のための対応案を提案することを目的とする。

3 業務内容

WEB調査（企画書及び調査項目の作成、調査実施、集計、データ化含む）とその分析、課題の抽出及びその課題を踏まえた解決対応案の提案、調査報告書の作成等

（1）WEB調査

ア インターネットによる全国を対象としたモニターアンケート調査を実施し、本県の認知度、旅行目的、消費額、満足度、再訪意欲など、KPIの設定のために有益な情報を収集し、分析する。

イ 設問数は20問～30問程度とする。

ウ 調査項目は受託者のプロポーザルにおける提案に基づき、契約締結時に委託者と受託者で協議し決定するものとする。

エ 分析の手法については自由提案とするが、福島県全体及び福島県内7方部（いわき、相双、県北、県中、県南、会津、南会津）それぞれの満足度及び再訪意欲の比較、分析を必須とする。

オ 調査にあたっては適切なスクリーニングの実施を必須とし、満足度及び再訪意欲については、過去3年以内に福島県を訪れたことがある20歳～69歳の男女を調査対象とすること。

カ 本調査のサンプルサイズについては2,000件以上とする。

（2）分析結果に対する課題及び対応指針の提示

ア （1）の分析結果を踏まえ、本格的な観光復興に向けた課題を抽出し、その課題解決のための対応案の提案を行うこと。

イ 白黒印刷でも判別可能なグラフ等を活用し、分かりやすいものとする。

（3）調査報告書の作成

ア 調査分析結果をとりまとめた調査報告書を作成すること。

イ 調査報告書については、全体版と概要版の2種類を作成すること。

（4）その他

ア 調査内容については過去の類似調査をふまえるものとし、過去に実施した調査については、福島県ホームページ内の「福島県観光地実態調査報告書」を参考にすること。

イ 業務の実施にあたっては適宜打ち合わせを行うこと。打ち合わせ方法については、対面、オンラインどちらも対応できるものとする。

4 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 実施工程表
- (3) 完了届
- (4) その他委託者が必要と認める書類

5 成果品の提出

- (1) 調査報告書全体版、調査報告書概要版 各冊子及びデータ 一式
※ データ形式は別途指示するものとする。
- (2) その他委託者が指示するもの 一式

6 業務の進め方

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、委託者と協議し、調整の上、実施工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、委託者と協議しながら作業を進めること。
- (3) WEB調査等については、複数案を提示し、協議による変更等についても速やかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は、業務の主たる部分を再委託してはならない。

7 その他業務上の留意点

(1) 著作権

成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとする。

(2) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(4) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、あらかじめ書面により協議し、委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(5) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議するものとする。